

五經正義語彙語法筭記(五)

野間文史

本筭記も本稿で連載五回目となった。これを始めたときには、必ずしも口語的表現のみに注目するつもりではなかったものの、「五經正義」中から、先学の指摘された中古漢語の特徴的用法だと思われる例を取り挙げるうち、勢い口語的語彙に集中したようである。

ところで本筭記の開始当初には予想もなかったことであるが、台湾中央研究院計算中心「漢籍全文資料庫」の出現により、誰でも容易に「十三經注疏」の語彙の検索が可能となった。それについては、すでに筭記(四)で述べたところであり、用例を紹介することが本筭記の主要な意義であったことはいうまでもなからう。またこの検索によって、筆者の従来のカード方式による用例収集には、当然ながら漏れが有ることも明らかになった。以上を勘案した結果、本筭記は今回をもって終了することにした。「語彙語法筭記」と銘打ったけれども、語法についてほとんど言及できなかったのは残念である。

ちなみに今までに取り挙げた語彙の用例は以下の通り。

- 一 「爲當く爲當く」・「爲是く爲是く」・「爲是く爲當く」・「爲く是く」
- 二 定・定是・定似

三十一「自」已自・既自・各自・當自・親自・身自・獨自・私自・早自・猶自・本自・先自・宜自・固自・手自
仍自

三十二「復」雖復・豈復・寧復・或復・無復・非復・不復・亦復・又復・猶復・更復・且復・還復・當復
將復・況復

三十三「是」當是・蓋是・應是・要是・真是・實是・本是・必是・爲是・固是・正是・明是・自是・多是
同是・終是・各是・若是・雖是・乃是・則是・即是・便是・仍是・但是・止是・直是・已是
既是・亦是・復是・俱是・定是・又是・猶是・共是・還是・或是・皆是・凡是・諸是・全是
疑是・知是・計是・似是・豈是・並是・寧是・總是・元是・宜是・恐是・祇是・竟是・悉是

四 「等與其：寧」・「等與其：豈若乎」・「等：寧」

五十一「容或・或容」「悉皆・皆悉」「並皆・皆並」・盡皆・「復更・更復」「更別・別更」「似若・若似」
「猶尚・尚猶」「親自・自親」「既已・已既」

五十二「當須・須當」・必須・宜須・應須・「當合・合當」・「當應・應當」・必當・必應・宜應・固應
固當・固宜・正當

六 更無・更不・全無・全不・都無・都不・並無・並不・竟無・竟不・曾無・曾不・悉無・悉不
絶無・絶不・元無・元不・固無・固不・了无

七 假令・縱令・設令・若令・假使・縱使・設使・若使・就如

以下本節記(五)では、必ずしも口語的表現ではないが、これまでに取り挙げたもの以外で、筆者が注意を引かれ
た語彙若干例を、紙幅の許す限り紹介したい。すなわち、

八 委悉・委知・一何・何等・何物・商量・尋即・便即・即便・致使・比來・方便

がそれである。なお、これまで**左**①のように通し番号を打ってきたが、本簡記(五)では、この通し番号を省く。

〔委悉〕

〔委悉〕は「九經疏」中に三例見えるのみなので、類出の語彙ではない。『禪語辭典』(入矢義高監修・古賀英彦編著 思文閣出版 一九九一年)に、「〔委悉〕いしつ 知る。明らめる。「委知」ともいう」とある。これによれば、以下の、

左 晉語稱「青陽與黃帝同德、故爲姬姓。黃帝之子十四人爲十二姓。其十二有姬有己」。青陽既爲姬姓、則己姓非青陽之後。而世本己姓出自少皞、非青陽也。事遠書亡、不可委悉耳。(48・04a)

は「事柄は遠い昔のことで書物も亡んでいるため、(實際のことは)知ることができない」の意味となるであろう。ただ次の「尚書正義」の例、

書 陳壽云「臯陶之謨、略而雅。周公之誥、煩而悉。何則臯陶與舜禹共談。周公與羣下矢誓也」。其意或亦然乎。但君爽・康誥、乃與召公・康叔語也。其辭亦甚委悉。抑亦當時設言、自好煩復也。(13-15b)

を、かつて吉川幸次郎氏が「しかし君爽や康誥は、召公や康叔と話したもののなのに、言葉はやはりくくだくだしい。或いは当時のもののいい方として、くくだくだしいのが好きだったのかも知れぬ」と訳しておられるように、ここでは

「委」と「悉」の連語としての用法のようである。残る「春秋正義」の一例もこの用法であらう。

【左】 注前已至是敗○正義曰、劉炫言「卜不吉、謂戰當敗。再敗當謂今伐更敗也。杜言「退還亦是敗」非也」、以規杜

氏。今知劉非者、杜言「退還亦是敗」者、以傳「卜退不吉」是不得好退、是雖欲退還、亦必敗也。故云「退還亦是敗」。但文不委悉。劉以爲「退還謂是好退而還」以規杜、非也。(58・02b・03a)

「しかし文章は詳しくない」の意。

【委知】

【書】 成湯放桀于南巢○正義曰、桀奔南巢、湯縱而不迫、故稱「放」也。傳言「南巢地名」。不知地之所在。周書序有

「巢伯來朝」、傳云「南方遠國」。鄭玄云「巢南方之國。世一見者」。桀之所奔、蓋彼國也。以其國在南、故稱「南」耳。傳并以「南巢」爲「地名」。不能委知其處、故未明言之。(08・07a)

吉川詠「伝は「南巢」二字で「地名」だとするが、場所がよくわからないので、はっきりいわなかったのである」。

【書】

「經」「已、汝惟小子。未其有若汝封之心。朕心朕德、惟乃知」。「偽孔伝」已乎、他人未其有若汝封之心。言汝心最善。我心我德、惟汝所知。欲其明成王所以命己之款心。

已乎、汝惟小子耳、而他人未其有若汝封之心。言汝心最善。汝心既善、我心我德、惟汝所知也。(14・08b)

吉川詠「ああ、汝は若者だ。しかし他の人間で汝封の心ばえに及ぶものはないぞ」。汝の心ばえもつともめでたいというのである。「汝の心ばえがめでたいからには、余の心も余の徳も、汝のみが知っているのだ」。

【詩】

官人之事、王政尤重。故又更申説之。言王所以能官人者、待羣臣相保安、素相委知、乃自佑助、而共舉之。成王

乃後命用之。既用之爲官、又用天意申重戒勅之。此其所以官人得其宜也。(17-3-01a)

詁 箋成王之屬○正義曰、官人之事、王政尤重。上文既言「宜人」、故云「成王之官人、羣臣保佑而舉之」。保安也。

佑助也。謂能相委知、乃相助薦舉。成王得其所舉、乃命用之、又用天意申勅之。(17-3-01b)

記 「故其數可陳、其義難知也」者、謂籩豆事物之數可布陳、以其淺易故也。其禮之義理難以委知、以其深遠故也。

(26-18b)

記 但古制難識、不可委知。南北諸儒、亦無委曲解之。今依鄭注、略爲此意。未知是否。(31-18b)

記 皇氏云、從「王道備矣」以上爲樂本。從此以下爲樂論。今依用焉。此十一篇之說、事不分明。鄭目錄十一篇畧有

分別、仔細不可委知。(37-12a)

左 注祭仲至百雉○正義曰、注諸言大夫者、以其名氏顯見於傳。更無卑賤之驗者、皆以大夫言之。其實是大夫以否、

亦不可委知也。(02-16b)

「一何」

「一何」は必ずしも口語的表現ではないかもしれないが、「九經疏」中に九例を見出し得た。この「一何」の用法については、近刊の『全訳漢辭海』(戸川芳郎(監修)佐藤進・濱口富士雄(編)三省堂 二〇〇〇年)に詳しい説明が見える。

「一何」詠嘆を表す副詞「何」と熟して用いられ、後に置かれた形容詞に対し感情的に強調することを表す。「いっぴなんぞ」と訓読し、「なんと」「実になんとも」と訳す。

そして用例として「杜甫・詩・石壕吏」を挙げておられる。「九經疏」中に以下の九例、そして「論語義疏」にも一例を見出し得た。

詩 又言日食爲大惡之事。彼月而食、雖象非理殺臣、猶則是其常道。今此日而反食、於何不善乎。猶言「何不善、爲不善之大、是凶亡之徵也」。(12-2-05a)

周 後鄭不從者、案司服云「祀昊天與五帝皆用大裘」、當在園丘與四郊上。今退在社稷之下、於王者宮中、失之遠矣。且五天神當在上經陽祀之中、退在陰祀之內、「何陋也」。(18-06b·07a)

記 云「矯固能守禮不畏之、矯失俗也」者、謂失禮風俗、矯而正之。據鄭此言、則矯固人之姓名。其字從虫。若矯正之字從矢。熊氏云「或有人矯武子固陋」、對文不知、「何甚也」。(09-04b)

記 鄭駁之云「祝融乃古火官之長、猶后稷爲堯司馬。其尊如是、王者祭之。但就竈陘「何陋也。祝融乃是五祀之神。祀於四郊而祭火神於竈陘。於禮乖也」。(23-21a)

記 而皇氏不解鄭之此旨、謂「大夫不揄絞而有銅魚。士無銅魚而有揄絞。以爲魚陰而絞陽。大夫偏君、故奪其陽」。不尋其義、「何疏妄之甚」。

左 但恩惠則賞賜之。以文連「賞不失勞」之下、故杜云「賜老則不計勞」。劉炫以「不計勞」之文而規杜氏、「何煩碎」。(23-07a)

左 劉炫以爲「國人從旁爲優、引行以至魚里」、以規杜氏。但傳文不顯、古事難知。劉炫以爲規、「何煩碎」。(38-28a)

左 正義曰、服虔以爲「每於十里置幣車一乘。千里百乘、以次相授車。率皆日行一百六十里。謂從絳向雍、去而復還。一享之間、八度至也」。然則千里之路、往還八反。車率日行一百六十里。計則一萬六千里。雖追風逐日之足、猶將不逮於此。后子之馬、「何駛乎。縱令如此、纔可以章馬疾。未足以明車多。司馬侯何以怪其車多而發問也」。(41-17a)

公 解云、正以若其時祭、黍食精饗、羣公之饌、「何至此。故知正是「禘祭之時、序昭穆之差」、所以降子尊祖故也。

論 言教化與進、而汝等怪之、此亦一何太甚也。唯語助也。(04-13b)

(14-07a)

〔何等〕

〔禪語辭典〕では「何等」について、「どんな、どのような、の意」とある。何休「公羊傳解詁」・杜預「春秋世族譜」の例を含めて、「九經疏」中に八例見える。また「孝經述議」に一例を見出し得た。

詩 「悠悠蒼天、此何人哉」「箋云」遠乎蒼天。仰憇欲其察言也。此亡國之君何等[○]人哉。疾之甚。(04-1-06a)

此亦傷幽王。但不是主刺幽王、故不為雅耳。何等[○]人猶言何物人。大夫非為不知、而言何物人、疾之甚也。

(04-1-06b)

詩 馬既肥大、而又良善。御人執其六轡、在手而已。不假控制之也。此四牡之馬、何等[○]毛色。騏馬騶馬、是其中。謂

為中服也。(06-3-12b)

詩 有誰從穆公死乎。有子車氏名奄息者、從穆公死也。此奄息何等[○]人哉。乃是百夫之中、特立雄俊者也。今從穆公而死。秦人悉哀傷之。(06-4-06a)

詩 言天之安定、汝王位亦甚堅固矣。何者天使汝誠信愛厚、天下臣民、即知何等[○]福不開出與之。天又使汝天下每物皆多有所益。(09-3-07b)

左 杜譜云「國佐・賓媚人・武子三事互見於經傳。不知賓媚人是何等[○]名號也」。(25-13b)

左 賈逵云「籥舞曲名。言天下樂籥去無道」。杜云「籥舞者所執」。二者俱無所據、各以意言之耳。詩述碩人之善舞云「左手執籥、右手秉翟」。籥是舞者所執、則籥亦舞者所執。杜說當得其實。但不知籥是何等[○]器耳。(39-17a)

【公】「六年春正月寔來。寔來者何、猶曰是人來也。」「何休」猶曰是人來、不録何等人之辭。(04-16a)

岩本憲司氏「春秋公羊傳何休解詁」(汲古書院 一九九三)では、「是人來」と言うのと同じであり、どんな人物かを詳録しない表現である」と訳しておられる。

【公】「趙盾曰、彼何也。夫畚曷爲出平闡。」「何休」彼何者、始怪何等物之辭。熟視知其爲畚、乃言夫畚者賤器、何故乃出尊者之闡乎。

岩本氏「彼何」は、はじめに、(そもそも)何であるのか怪しんだ言葉である」。

【卒】夫子方弘諫法、乃責而説之。子曰、參乎。汝之此問、是何等言與。汝之此言、是言之不通於理也。(280)

【何物】

「禪語辭典」では「何物」について、「単に「何」の意」とある。ただ「九經疏」中の用例では、「物」の意味を残している用法が多いようである。全七例。

【詩】悠悠蒼天、此何人哉「箋云」遠乎蒼天。仰懇欲其察己言也。此亡國之君何等人哉。疾之甚。(04-1-05a)

此亦、傷幽王。但「不是主刺幽王、故不爲雅耳。何等人猶言何物人。大夫非爲不知、而言何物人、疾之甚也。」

(04-1-06b)

【詩】下「其祁孔有」、傳訓「祁」爲大、直云其大甚有、不言獸名、不知大者何物。且釋獸有麋之名、故易傳而從爾雅也。(10-3-09a)

【詩】故於此君子諸侯之來朝也、乃云有何物。而當錫予之乎。於時雖爲無可予之、尚與之路車及所乘之駟馬。其車馬之外、又以何物予之。又以玄衣而畫以袞龍、下及絺冕之黼裳。言無予之尚得車馬袞黼。(15-1-03b)

詩 公劉升則在嶽山之上、觀其形勢。復下而在原、察其處所。用心反覆、重民若是。以此之故、亦爲民愛。其時之

民。皆云、我今有何物。而可與公劉帶之。維有美玉及瑤、并有鞞琫容飾之刀、可以爲之佩耳。(17-3-07b)

周 案詩有「副筭六珈」、謂以六物加於副上。未知用何物、故鄭注詩云「副既筭而加飾、古之制所有未聞」是也。

(08-16b)

記 丹良是蟲、乃謂之鳥、是重其所養之物、不盡食之、雖蟲而爲鳥也。但未知丹良竟是何物。(16-21a)

記 「不知其所謂」者、宰我善問孔子。吾唯聞鬼神之名、不知此鬼神所謂何物。爲鬼神。(47-14a)

論 酒不自作、則未必清淨。脯不自作、則不知何物之肉。故沽市所得、竝所不食也。(05-30b)

「商量」

「商量」については、塩見邦彦氏「唐詩口語の研究」(中国書店 一九九五年)に次のような解説が有る。

「匯釋」卷五「商略」の条によると「商略、有估計義、有準備或做造義、商量亦同」とする。「推量する、相談する」意。「困學紀聞」卷十九「評文」によれば「俗語皆有所本」として「出「易」兌注」とい、「商、商量裁制之謂也」と指摘している。

右の「困學紀聞」が引用する王弼注を含めて、以下の九例を検索し得た。なお「禪語辭典」に、「相談する、協議する。」とあるが、「九經疏」にはその意味の用法は無いようで、「推量する」「計算する」「量って検討する」の意味である。次の、

記 「稟魚曰商祭」者、稟乾也。「商」量也。祭用乾魚、量度燥滋得中而用之也。(05-20b)

の例が示すように、「商」と「量」の連語として用いられているようである。

易 若純用剛往、則五所不從。若純用柔往、又損己剛性。必須商量事宜、有從有否、乃得无不利也。(03-07b)
 「九四商兌未寧介疾有喜」。「王弼注」「商」商量裁制之謂也。介隔也。(06-10a)

正義曰、「商兌未寧」者、「商量裁制之謂也」。(06-10b)

周 云「鄉里之委積、以恤民之羸阨」者、此下數者皆謂當年所稅多少、摠送帳於上、在上商量計一年足國用外、則隨便留之、以爲恤民之羸阨之等也。(13-21a)

禮 鄭云「日入三商」者、商謂商量、是漏刻之名。(04-01a)

記 公既得有司之白此公族之親、則公更言曰寬宥之、以法商量使從其寬也。(20-23a)

記 今刪定三家之說、雖各有通塗、皆互有長短。……今彼此商量、以熊氏之說踰於二家。(30-02b)

記 正義曰、此一節明臣事君之法。「事君者量而后入」者、凡臣之事君者、欲請爲其事、先商量事意堪合以否、然后入而請之。○「不入而后量」者、不得先入請見君、然後始商量成否。○「凡乞假於人爲人從事者亦然」者、非直事君如此、凡乞貸假借於人、謂就人乞貸假借爲人從事、謂求請事人。如此之屬、亦須先商量事意成否、不可不先商量。即當其事故云亦然。(35-09a)

記 正義曰、上經論賢人學至誠。商量國之有道無道、能或語或默、以保其身。(53-09b)

記 「引重鼎不程其力」者、言引重鼎、不豫備商量力堪引以否。言見則引之。(59-05a)

〔尋即〕

「尋即」について、「禪語辭典」には「すぐに、ただちに」とある。以下の五例が検索できた。

詩 王制云「天子將出征、類乎上帝、禱於所征之地」。然則「類」者祭天之名。未稱王而得祭天者、文王於伐崇之後、

尋即稱王。於時天期已至。崇又大敵。雖未稱王、已行王事、故類禱也。(16-1-05b)

詩 文王之時、紂實未滅。言其須暇可矣。崇侯尋即見伐、二國竝言須暇者、赤雀命云「崇孽首則爲惡久矣。受命六年始滅」、亦是天須暇之。此須暇者、亦設教之言、因其未滅、假以言之耳。(16-4-04a)

左 不言狐毛・賈佗、而獨舉此五人者、賢而有大功故也。顛頡歸晉、尋即被戮、而言大功者、當爲從亡之時有大功也。(15-02a)

「顛頡は晋に帰国後、たちまち殺されているのに、大功が有ったと言うことについては、きつと亡命時に大功が有ったはずである」。

左 謂勝至其地○正義曰、「入」謂入其都邑、制其民人。當入之日、與滅亦同。但尋即去之、不爲己有、故云「勝其國邑」、不即有其土地。如此之類、謂之爲「入」。國邑雙舉者、國邑皆稱入也。(32-02b)

左 春秋旱則脩雩。雩而得雨、則書雩喜雩有益。雩而不得雨、則書旱以明災成。此書二雩者、上辛雩而得雨、雨少尋即爲旱。故季辛又雩。(51-05a)

〔便即〕

「便即」について、「禪語辭典」には「便」に同じ。すぐに。」とある。以下の十四例が検索できた。

書 我循彼寧人所有旨意、以安疆土。不待卜筮、便即東征、已自善矣。況今卜東征、而龜并吉。(13-24b)

吉川訳「余はかの民を寧んじ給いし王が抱かれたお考えにそいまつりつつ国土を安んずるのだ。卜筮する迄

もない。すぐさま東征したつて、もうそれでいいわけだが、まして今度東征を占ったところ、龜も吉をそえ
てくれる」。

詩 夫人有何可治、而以東方既明、便即聽之。(05-1-06a)

紂命之使伐、勝而惡之者、紂以戎狄交侵、須加防禦。文王請伐、便即命之。但往克敵、功德益高、人望將移。故
畏惡之耳。(09-3-11b)

詩 天子所省、固無周徧。值其所幸、便即賜之、使天下知我王之愛農也、則莫不盡力

射者內志正則能中焉。是取鳥爲名、又取正爲義、亦猶鵠也。既已棲鵠、便即射之。故云侯張而弓矢亦張節也

詩 其天子諸侯御之日數、則傳無文焉。婦人之思夫、必過時乃怨曠。毛雖云五日一御、不必夫行六日、便即怨也。

儀 牽馬至乃出○釋曰、四馬並北面。牽馬者皆在馬西。士既受馬、其最西頭者、便即出門、不須由馬之前。其次東三

匹者、皆由西於馬前而出。故云「牽馬者自前西乃出」、據三人而言也。(21-08a)

記 「莫見乎隱、莫顯乎微」者、「莫」無也。言凡在衆人之中、猶知所畏。及至幽隱之處、謂人不見、便即恣情。人皆

佔聽察見、罪狀甚於衆人之中。所以恒須慎懼如此、以罪過愆失、無見於幽隱之處、無顯露於細之所也。(52-02b)

左 其君之舉用人也、於同姓則選之於親。於外姓則選之於舊。於親內選賢、於舊內選賢。言唯賢是任、不以親以舊便

即用之。所舉不失有德、所賞不失有勞、必有德乃舉、有勞乃賞。言不賞無勞、不舉無德。(23-06b)

左 然此時天子雖微、諸侯並盛、晉文不敢請隧、楚莊不敢問鼎。又齊弱於晉、所較不多。豈爲一戰而勝、便即以王相
許。準時度勢、理必不然。竊原馬遷之意所以有此說者、當讀此傳「將授王」以爲「將授王」、遂飾成爲此謬辭耳。

(26-05b)

左 三傳皆無其說、不知何故乃復。……劉炫謂、公以六月即位、此年便即往朝、於事未爲緩也。晉人何以辭之。

(54-08b)

公 注祭必至讓也○解云、凡禮食必先須祭者、正欲作謙。其未祭之時、不敢便即嘗之、欲示有所先。今昭公祭訖、猶不嘗者、正欲待禮讓故也。(24-09b)

ただし以下の二例は時間的な「ただちに」の意味ではない。

左 「先書」「故書」既是新意、則「追書」亦是新意。「書」與「不書」俱是新意、則「稱」與「不稱」、「言」與「不言」、亦俱是新意。豈得「不言」「不稱」獨為新意、「言」也「稱」也、便即非乎。(01-15a)

左 不言狐毛・賈佗、而獨舉此五人者、賢而有大功故也。……晉語稱「公子長事賈佗」、佗非不賢。蓋傳文意之所在、便即言之、未必五人、皆賢於賈佗。(15-09a)

〔即便〕

「即便」は「便即」二字が入れ替わったもので、意味は変わらない。「禪語辭典」には「〔便〕に同じ。すぐに。」とある。

詩 且札文殘缺、鄭以異於周法者、即便推爲夏殷。未必食嘗無樂非夏禮也。(20-3-08b)

記 注成喪服得行則行○正義曰、鄭云此者、恐成服之後、即便得行、故明之。云若成服已後得行則可行。若未得行即不可行。(56-02a)

左 聖人受命而王、則鳳鳥至、河出圖。仲尼歎曰「鳳鳥不至、河不出圖。吾已矣夫」。此言蓋傷時王之政、不能致此瑞也。先有制作之意、而恨時無嘉瑞、明是既得嘉瑞、即便制作。杜欲明得麟乃作、故先表此一句。(01-24a)

〔致使〕

「致使」について、「禪語辞典」には「その結果として……ということになる」とある。訓読としては「……しむるに致る」・「……しむるを致す」であろう。多数の用例が見えるので、「春秋正義」を除いて、おおむね一・二例のみを挙げることにする。

〔書〕

大康初去之時、其第五人侍其母、以從太康。太康敗于洛南、五弟待於洛北。太康久而不反、致使羿距於河。五子皆怨太康、追述大禹之戒、以作歌而各敘己怨之志也。(07-05a)

吉川訳「太康が最初出かけた時、その第五人、母にはべって太康に随行したが、太康が洛水の南で狩をしたので、五人の弟は洛水の北で待っていた。太康は長い間帰らず、その結果羿に黄河で阻止されることになつたので、五子はみな太康を恨みに思い、大禹の教訓を遡って述べて歌を作り、それぞれおのが恨みの心を述べたというのである」。

〔語〕

【尚書正義】にはこの他に「湯誓」(08-03b)・「君奭」(16-22a)・「文侯之命」(20-03a・b)に見える。作桃夭詩者、后妃之所致也。后妃内脩其化、贊助君子、致使天下有礼。(01-2-14a)

【毛詩正義】には、この他にも多数の用例が見出せる。「桑中」(03-1-10b)・「定之方中」(03-1-13a)・「黍離」(04-1-04a)・「鴟鴞」(08-2-03a)・「伐柯」(08-3-04b)・「節南山」(12-1-08b)・「文王」(16-1-11b)・「行葦」(17-2-05b)・「蕩」(18-1-01a)・「召旻」(18-5-17a)・「小毖」(19-4-02a)・「那」(20-3-04b)等がそれである。

〔周〕

注誣罔至失實○釋曰、謂若君臣相得政教平美、其有佞臣誣以惡事、致使善政失實者也。(35-09b)

〔周〕

注眠至擯之○釋曰、云「眠館致館也」者、聘禮及下司儀皆云「致館」、故同之也。云「眠」者使卿大夫往眠觀其可

否。17「致」者致[○]使[○]有[○]之。(37-24a)

記 「公曰末之卜也」者、「末」微也。「之」哉也。言微弱哉此卜國也。以其微弱無勇、致[○]使[○]我馬敗績。(06-17b)

記 注非猶至與之○正義曰、「郊牛口傷」宣三年經文。「麇鼠食其角」成七年經文。「四十郊不從」僖三十一年經文。言子孫不能承奉與行周公之道、故致[○]使[○]郊牛有害卜郊不從。

左 始隱終麟、二百餘載、史官遷代、其數甚多。人心不同、屬辭必異。自然史官有文有質、致[○]使[○]其辭有詳有略。既無所害、故不必改也。(01-10b)

左 計赴告之體、本應皆以日告、史官書策、復應各書其日。但他國之告、或有詳略、魯史記注多違舊章、致[○]使[○]日與不日、無復定準。及其仲尼書經、不以日月褒貶。(07-12a)

左 韓子以爲「君子言知所惡者、非多其知之明、而嫌其心不斷也。曰知之若是其明也、而不如早誅焉、以及於死。故言知所惡、以見其無權也。昭公知其惡、而不能行其誅、致[○]使[○]渠彌含憎懼死以微幸、故昭公不免乎弑。戒人君使彊於斷也」。(07-24b)

ちなみに現行本「韓非子」難四篇では、「使[○]渠彌含憎懼死以微幸」に作り、「使」一字のみである。

左 召穆公厲王時人。於時周德既衰、兄弟道缺。召穆公思周德之不善、致[○]使[○]兄弟之恩缺、收合宗族於成周、爲設燕會而作此周公樂歌之詩。(15-20a)

左 此云「葬僖公」、彼又云「葬僖公」、重生文者、亦既錯謬、必乖其本。或由編絕之處、三字分簡、彼有葬無公、此有公無葬。後人並添足之、致[○]使[○]彼此共剩一文耳。若其不然、不知所以謬也。(17-19b)

左 詩意言維彼夏商二國、其政不得民心、致[○]使[○]國家喪滅。(18-20a)

左 若公實與會而亦不書諸國、爲公後期也。即七年扈之盟是也。今於此會、受賂舍罪、致[○]使[○]魯有齊患。公雖不與、非公之罪。經與後期文同、似爲公諱。故傳發例以明之。此會公雖不與、非公惡也。(19b-25a)

左 注二子至復之○正義曰、二子與君淫昏、致使君死國亂、實罪人也。(22-15a)

左 明年傳稱「君子曰清丘之盟、唯宋可以免」、則宋不違盟、而亦貶宋卿者、彼晉衛曹並皆僞妄。華椒承羣僞之言、以誤其國、致使宋爲盟故伐陳、衛人救之、楚人討之伐陳怒楚、被伐無救。宋雖有守信之善、而椒猶不免譏者、爲諸國失信而累及椒也。(23-01b)

左 注重其至求之○正義曰、劉炫以齊侯三入齊軍、又三出齊軍、以求丑父。每出之時、齊之將帥敗而怖懼、以師而退、不待齊侯、致使齊侯入于狄卒。(23-13a)

左 子蠻・御叔自以短命死耳。似「天鍾美於是」、致使物無兩大。故以二事爲夏姬之罪。(23-19b)

左 陳國既亂、致使官司廢闕、民人分散、符節失亡。故令陳之司徒招致民人、司馬集致符節、司空檢致土地、使各依其舊師乃迴還也。(36-10a)

左 正義曰、形之與神相隨。而有形以神爲主、神以形爲宅。形彊則神彊、形弱則神弱。神常隨形而盛衰也。既露其體、則神識亦弱、致使此心不明、照察失宜、而昏亂百事之節度也。(41-24a)

左 注范宣至亂制○正義曰、於時晉侯將以士穀梁益耳將中軍。……致使賈季・箕鄭之徒怨恨而作亂。其事文公之傳具矣。因此蒐而有此亂、故曰「晉國之亂制」。(53-12b)

公 一說謂、顏・莊之徒、以說義疑惑、未能定其是非、致使倍經任意反傳違戾。是以何氏觀其形勢、故曰「其勢」。維適畏人問難、故曰「雜問」。(序-03a)

「公羊注疏譯注稿 一」(公羊注疏研究会 一九八三)の訳では「顏安樂・莊彭祖などは、公羊の理論を講説するにあたって困惑してその正否を決定できず、その結果、經義に背反したり、臆断したり、伝義に悖つたりするような途を開いた」。

穀 云「白駒之詩賦」者、白駒詩小雅。宣王之末、不能任賢、致使賢人乘白駒而去也。(序-03b)

段 過有司也。郊牛日展斛角而知傷、展道盡矣。其所以備災之道不盡也。「范甯注」有司展祭牛而即知傷。是展祭之道盡。不能防災禦患、致使牛傷。故不書日以顯有司之過。斛球球然角貌。

郊牛至盡也○釋曰、「展」省祭也。言日日皆省祭牛之斛角、而則知傷、是省祭之道盡矣。展道雖盡、不能防災禦患、致使牛傷、是其所以備災之道不盡。是故不言日以責有司也。(13-10b)

〔比來〕

〔比來〕について、「漢語大詞典」では「①近來、近時。②従前、原来。」の二つの用法を挙げている。また「禪語辭典」では、「近來、近ごろ」という意のほか、に、さきほどの意にも用いる」とある。おおむね「漢語大詞典」の二用法のいずれかにあたるのが、以下の三例である。

左 蘇云、「公子買不卒戍」者、告晉楚之辭也。謂晉云公子買比來戍衛。今不使終其戍事。是以殺之。謂楚云比令公子買爲楚戍衛。其買不終戍事。是以殺之。(16-14a)

後半に見える「比令」も同意であろう。他に見えない用例である。

左 詩以至賚榮○正義曰、在心爲志、發言爲詩。是詩所以言人之志意也。鄭君實未有罪、伯有稱「人之無良」、是「誣其上」也。但伯有不臣、被公之所怒、以公怨怒、當自須掩蓋。而賦詩道公無良、反將公之所怒、以爲賚之榮寵。劉炫云、而公顯然將比來之怨、以爲對賚之榮樂也」。(38-14a)

公 城壞歷竟○解云、謂齊比來攻魯城、令至壞敗、抑歷魯竟、以爲口物也。(07-16a)

しかし「ちかごろ」でも「以前から」でもなく、少し意味を転じて「常日頃」の意味がふさわしいものがある。

左 我實失子可哉。○正義曰、言我比來失子、不知子有賢行。臨難能免吾首、女今可守此言哉。(54:25a)

公 「權」者危險之事。祭仲比來欲爲君存國、非徒然也。但國內凡人、嫌其虛設。故作經傳以解之。故曰「解不虛設危險之嫌」。(05:16b)

なお次の例は、以上のいずれにも該当しないもので、「比ひび來たる」とでも訓むのであろうか。参考までに挙げておく。「漢籍全文資料庫」で検索し得たものの中から、該当する用例を抽出するのも、実はかなり手間取るものである。

記 「兄弟之讐不反兵」者、「兄弟」謂親兄弟也。有兄弟之讐、乃得仕而報之。「不反兵」者、謂帶兵自隨也。若行逢讎、身不帶兵、方反家取之比來、則讎已逃辟、終不可得。故恒帶兵、見即殺之也。(03:11a)

「方便」

「方便」について、諸橋轍次『大漢和辭典』では、「佛が衆生を導くために施すかりの手段。轉じて、臨機の處置、便宜の方法をいふ」と説明している。前掲塩見氏『唐詩口語の研究』では、「遊仙窟」の例を引用し、「わざとらしく手段を弄する」というニュアンスを持つとし、また「手段、手だて」の名詞としての用法を紹介しておられる。「九經疏」中、わずかに四例を見出し得たが、仏教用語が使われているのは注目すべきことであろう。

記 君子至喻矣。○正義曰、此一節明君子教人方便善誘之事。

左 云「已廢泰山之祀」者謂天子不復巡守。鄭家已廢此助祭泰山、祭祀之事、無所祭祀。故欲爲魯祀周公。其實廢來

已久。今始云「已廢」者、欲爲魯祀周公、故云「已廢」耳。方便遜辭、以求於魯也。(04-09ab)

「方便として逃げ口上を使い、魯に求めたのである」。

左 欲加至辭乎○正義曰、言君今欲加臣之罪、其畏無辭以罪臣乎。言必方便有辭耳。(13-15b)

「君がいま臣の罪を加えようとしているのだから、臣を罪する言葉が無いことを気にかけるだろうか、という意味。必ずこじつけてでも言葉は有るものだとこのことを述べたものである」。

穀 「近十家」者、魏晉已來、注穀梁者有尹更始・唐固・麋信・孔演・江熙・程闡・徐仙民・徐乾・劉瑤・胡訥之等。故曰「近十家」也。范不云注一傳得失、直言注穀梁膚淺末學者、舊解以爲、服・杜・何・嚴皆深於義理、不可復加、故不論之。以注穀梁者、皆不經師匠、故偏論之。或當方便注穀梁、故言其短也。(序-10b)

なお「論語義疏」中にも二例を見出し得た。

論 孔子爲國諱而答以「不知」、遂不更説、則千載之後長言禘禮爲聖所不知、此事永絶。故更向或人、陳其方便也。

(02-10a)

論 子貢聞子禽之言、故方便答距之也。言智與不智、由於一言耳。今汝出此言、是不智也。(10-11b)

(本稿は平成十二年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。)

The study of Chinese language in
Wu Jing Zheng Yi 《五經正義》 V

Fumichika NOMA

This present paper is a study of Chinese language in *Wu Jing Zheng Yi*. In this article the present author attempts to clarify the idioms as follows:

委悉·委知·一何·何等·何物·商量·尋即·便即·即便·致使·比來·方便